みずほ証券の約款・規定集 新旧対照表

みずほ証券株式会社

(変更箇所は下線部分です。)

みずほ証券の証券総合取引約款	
新	旧
94.(会社の組織再編等に係る手続き)	94.(会社の組織再編等に係る手続き)
(1) 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、 <u>株式分配、</u> 株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。	(1) 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の消却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。
132.(第三者提供)	132.(第三者提供)
(現行通り)	(省略)
(2) 米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客さまが外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます。)上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客さまの情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号(お客さまの実質的支配者の情報を含みます。)及び口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、別段のお申し出がない限り、この約款の定めにより、お客さまの当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。 ①米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織 ②米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織 ③ドATCAの枠組みに参加していない金融機関(米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条	(新設)
の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。) 付則 この改正は、平成30年2月26日から施行する。 以上	付則 この改正は、平成 28 年 7 月 25 日から施行する。 以上

外国証券取引口座約款	
新	旧
第 25 条 (金銭の授受)	第 25 条(金銭の授受)
本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は外貨(当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。 <u>以下本条において同じ。</u>)によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取り決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。	本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は外貨(当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。)によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取り決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。
2.(現行通り)	2. (省略)
3. 第 1 項の金銭の授受は、当社が定める期限までに申込者による希望の申出(既にした申出の変更を含む。)のない限り、外国証券取引の種類等により当社が定める円貨又は外貨によります。	3. (新設)
付則 この改正は、平成30年2月26日から施行する。 以上	付則 この改正は、平成 25 年 1 月 4 日から施行する。 以上
内部者の登録について	
(脚注)	(脚注)
1「上場投資法人等」とは、J-REIT <u>、インフラファンド等</u> の発行体をいいます。	1「上場投資法人等」とは、J-REIT の発行体をいいます。
2(現行通り)	2(省略)
3「特定関係法人」とは、J-REIT <u>、インフラファンド等</u> に対する、いわゆるスポンサー会社が該当します。	3「特定関係法人」とは、J-REIT に対する、いわゆるスポンサー会社が該当します。

以上